

第 52 回財務省 NGO 定期協議 議事録

◆日時：2012 年 9 月 19 日 15:00～18:00

◆会場：財務省 4 階 国際会議室

◆議題

NGO からの議題

1. 世界銀行セーフガードについて
2. 世界銀行の原子力発電に関する政策について
3. カンボジア GMS 鉄道改修事業の移転問題をめぐり、被影響住民がアジア開発銀行（ADB）の Office of Compliance Review Panel (OCRP)に提出した異議申し立てについて
4. 原発指針の策定状況について

財務省からの議題

5. 開発と防災に関する仙台会合について
6. IMF・世銀東京総会について.

参加者:

NGO 側

福田健治（メコン・ウォッチ）、木口由香（メコン・ウォッチ）、満田夏花（メコン・ウォッチ/ FoE Japan）、村上正子（高木仁三郎市民科学基金）、高橋真美（ワールド・ビジョン・ジャパン）、大内穂（トランスペアレンシー・ジャパン）、瀧大補（ネットワーク「地球村」）、前利正（アジア開発銀行駐日代表事務所）、狩野怜子（JACSES）、田辺有輝（JACSES）

財務省側

山崎達雄（国際局長）、武内良樹（大臣官房審議官・国際局担当）、仲浩史（IMF 世銀準備事務局長）、清水茂夫（国際局開発機関課長）、杉浦達也（国際局開発機関課・課長補佐）、谷口肇（国際局開発機関課・課長補佐）、河野真樹（国際開発政策課・課長補佐）

財務省ご挨拶

MOF 武内：

8月に着任した。一番に取り組んでいるのはミャンマーに関する問題である。特に、ミャンマーの民主化を推進する中で、いかにミャンマーが国際社会に関与していくのかが大きな課題。ミャンマーに対して日本政府としてどう貢献していくかについて、ミャンマーでこれまで活動されて来られた NGO の方々からのご意見を聞かせて頂き、役所の立場からとは違う視点を得られたらと思う。また、最近 IDA 関係の会議で各国の代表の方々と初めてお会いする機会があり、fragile state など開発問題が今抱えている問題について様々な立場、視点から発言頂いたのが興味深い。

満田：

メコン・ウォッチは、メコン地域の開発問題、特に人々の暮らしが開発によって貧困化する現状に焦点をあて、活動している。ビルマ／ミャンマーの問題は非常に大きな関心があり、特に少数民族の問題、人権の問題を放置したまま ODA を費やし続けて良いのか、について問題意識を持っている。今日、各国が大きな資金をミャンマーに支援しようとしている中で、少数民族の問題が置き去りにされていることを懸念している。本日、JICA と会合を行ったが、開発一辺倒で、ビルマの人権問題、少数民族の問題が解決されずに開発が進行していくことに大きな危機感を持っている。どう開発をするかではなく、少数民族、人権問題、またこれまで ODA が引き起こした問題について目を向けて欲しい。

木口：

現在ティラワの開発にも積極的取り組んでいると思うが、現地からの情報が少なく、過去の人権侵害がある。首都が近く少数民族がいるエリアではないが、政府には人々と対話する観点がない。日本政府は住民参加がかなうようなフォローに向け、注視して欲しい。

MOF 武内：

人権問題や、ミャンマーの豊富な天然資源から得られる利益が国民に行き渡るかなどについても考えなくてはならないと思っている。改善点があればご教示願いたい。

議題 1：世界銀行セーフガードについて

田辺：

世界銀行ではセーフガード政策の改訂作業が進められている。世界銀行のセーフガード政策は、他の多国間開発銀行や JBIC、JICA などが幅広く参照しており、その改訂は極めて重要と認識している。また、未だ世界銀行が融資する開発事業における深刻な環境社会影響は生じており、セーフガード政策改訂に対しては、多くの NGO が東京総会にも参加予定で、注目されている。数百団体の署名活動もあった。

最初に、今回の世界銀行のセーフガード政策改訂に関して、これまで開発効果に関する理事会小委員会 (CODE) 等でどのように議論されたか、またその中で日本理事がどのように発言したか教えて頂きたい。

2 点目は、9 月 24 日の CODE において、セーフガード政策のアプローチペーパーが議論されると聞いている。アプローチペーパーの中では、借入国の意見・制度の考慮、環境アセスメントと住民移転等の社会アセスメントを統合していくこと、IFC パフォーマンススタンダードとの整合性を取っていくこと、人権・労働・ジェンダー・障害・気候変動等の新たな課題、まだカバーされていない課題についてどうするか。過去の教訓の反映をどうするか。プロジェクトからプログラムへのシフトが起こっている中でセーフガード政策が適用できるかどうか。以上が課題となっていると考えている。財務省はどのような見解を持っているか教えて頂きたい。

3 点目は、新たな課題への対応として、気候変動問題が示されていると理解している。これまで議論されてきたエネルギー戦略が理事間の対立から改訂作業が中断していると理解しているが、気候変動問題は理事間で大きな議論であったかと思うが、またセーフガード政策でも議論するのか、また新たな論点で気候変動についてセーフガード政策の中で議論するのか、教えて頂きたい。

4 点目に教訓を反映させようという点について期待している。世銀の評価局である IEG でレポートを出していて複数課題も出ている。またインスペクションパネルの教訓を反映させようとしている。どのような方法で行っていくのか。IEG ではプロセス的な評価が中心となっているようであるが、案件の中でどのような問題が起きているか深堀して欲しい。

5 点目にアジア開発銀行のセーフガード政策改訂においては、改訂初期段階において、黒田総裁が基準を低下させないとのコミットメントを打ち出した。改訂途中で事務局から示された改訂案をよく見ると、以前の政策に比べて著しく低下していたものの、最終的には著しい基準低下は回避されたと理解している。黒田総裁の改訂初期段階のスピーチは非常に重要であったと考えている。世銀のセーフガード政策改訂においても、基準低下をしないという明確な指針を世銀が打ち出すべきだと考えるが、財務省の見解を伺いたい。特に 10 月の東京総会は最適な機会であると考えているが、いかがか。

MOF 杉浦：

質問の 1 点目。セーフガード改訂政策について理事会でどのような議論があったかについてヒアリングを行った。IEG による世銀グループ全体のセーフガード政策の評価報告書というのがあり、それを 2010 年 7 月の CODE において議論した。同年 9 月に非公式理事会にて再度議論を行ったと聞いている。CODE での議論は報告書にある通り。「1999 年から 2008 年の評価期間における世銀グループ全体としての環境社会配慮などのパフォーマンスは良好と評価。一方 IBRD・IDA の環境社会配慮に関しては限定的な範囲しかカバーしていないこと。監督・モニタリングが不十分であること。プロジェクト事前審査手続きに偏重していることなど、組織内外の変化に対応できていないと指摘されている。他方で IFC がパフォーマンス基準を導入し、業界をリードしてきたことは高く評価している」という議論があった。

報告書における世銀グループに対する主な提言は 5 点あり、世銀グループ間での基準の統一化、クライアントの環境社会リスク管理能力の向上、監督モニタリング体制の強化、モニタリング評価のための指

標の改善、説明責任・苦情申立制度の改善。これについて、我が国の主な発言は、IEG の報告によると世銀グループ全体による環境社会配慮のパフォーマンスについてはポジティブであり評価できる。IEG 提言に対する事務局の改善計画については具体性に欠け、目標の設定、行動についてより迅速さが求められることについて等改善が必要。

三点目、世銀スタッフの中でセーフガードに対する負のイメージが依然として強いという懸念が日本側にはある。セーフガード実施によって甚大なリスクを回避することができ、結果的に開発効果を向上させる。セーフガードによる効果を融資事業改革のリスクマネジメントなどに関連して組み込み、またコンプライアンスの観点から成果重視のメッセージを内外に発信することによって建設的な組織文化を醸成する必要があるのではないかと理事会にて発言した。

最後に苦情申し立て制度について。スピーディで費用対効果が高く、住民がアクセスしやすい制度構築が重要であり、賛成する。一方苦情申し立て制度はインスペクションパネルを代替するものではなく補完すべきものであるという点についても指摘した。

質問の 2 点目について。来週の理事会なのでペーパーや議論の内容については非公開で、コメントをすることはできないが、一般論として、セーフガード政策は世銀が国際金融機関として有している付加価値のひとつとして重視されるものであると考えている。当方として言えることは、世銀としての基準の統合は必要であること、モニタリング・監督機能の強化を行うことを希望していること、途上国政府や他機関との連携の強化が必要であると考えている。

質問の 3 点目、エネルギー戦略について。一般的な見解について事務局に尋ねたところ、セーフガード内の気候変動についてはあくまで融資事業内の気候変動への影響に関することであり、エネルギー戦略とは直接関係はないとの返答があった。

質問の 4 点目について、どのように教訓を反映させる予定かについて。一般的な話しかできないが、遵守レビューに関しては IEG のレビュー等と合わせて教訓を抽出してセーフガードの改善を検討する模様。我々の認識ではインスペクションパネルの年次報告書において案件 1 件 1 件において説明をしていると認識している。案件の深堀については年次報告書によって代えることができるのではないかと認識している。

質問の 5 点目について、我々としてもセーフガードポリシーは世銀をはじめ国際的な開発金融機関が有している付加価値の一つであると認識しており、基準を低下させるべきではないと考えている。また、今回の世銀の改訂の目的は基準を低下させることが目的ではなく、基準の効率性の改善であると我々は認識している。よって我々から今後申し入れを行っていく予定はない。

田辺：

教訓の反映の点について。問題はインスペクションパネルの年次報告書に書かれていることをレビュー

を行うチームがどこまで読んで認識しているか、内容がどこまで理事会などで共有されるかどうかである。少なくとも、遵守レビューの教訓をよりハイライトさせるかたちで改訂の議論に適切に反映させていって欲しいと考える。具体的な方法は未定であるが、そのような方向で進行していくことを希望している。基準の低下に関しては、細かく議論していくと従来の内容から抜け落ちた部分が散見されたので、そのような点は防ぎたいし、日本政府として低下すべきではないという発言は大変勇気付けられた。ぜひ世銀の中でも検討し、総裁からの発信を期待している。

MOF 杉浦：

遵守レビューに関して具体的な方法があれば教えて欲しい。私が認識しているのは、改訂する部局の方で教訓を抽出して改善に向ける、ということを検討しているそうである。もし不足があれば教えて欲しい。セーフガードの改訂については基準を低下させるべきではないという点については繰り返し申し上げたが、それを世銀総裁から発信したいという点については、私の力では難しい。

MOF 清水：

世銀総裁に事前に発信させるというお話については、世銀として改善させたいと言っている今の時期にあたかも性悪説の立場に立って指摘を行うのは建設的ではない。これから議論が始まるので見守って行くのが当面のスタンスである。

田辺：

少なくとも、このドラフトを提出する時に、それまでの政策との比較を行い、低下が起こってないかチェックし、何らかのプロセスを省いたり、簡素化を行うのであれば対外的な説明が可能ないようにして欲しい。世銀内でそうしたレベルチェックを行って欲しい。

満田：

世銀のセーフガード政策ではあるが、セーフガード政策の活用のされ方や過去の教訓を引き出すためのレビューやアプローチペーパーは日本にとってより教訓を含んでいると考えている。私自身の問題意識としては、JBIC では遵守の申し立てはされていない。理由は色々推測されるが、住民側が異議申し立てをする甲斐があるかないか。世銀の遵守申し立てについても、住民が声を上げられないような国においては一度も使われていない。セーフガード政策にはそのような限界があり、住民にとってはその仕組みを利用するのは非常に勇気がいる。メコン・ウォッチが注視しているラオスにおいてはセーフガード政策を利用するなんて思いもよらない、政府に対して意見を言うなんて思いもよらないという国情の中では限界があるというのを念頭において、ラオスしかりミャンマーしかりかと思うが、そういった国においては一層最初の段階から援助をする際には慎重になるべきであると思う。そういった見方もあるという、問いかけではなく指摘として発言した。

議題 2：世界銀行の原子力発電に関する政策について

村上：

2011年3月11日に発生した福島第一原子力発電所における事故以来、日本のエネルギー政策は根底から揺るがされている。政府はこの夏、エネルギーに関する選択肢を国民に示し、国民からの意見聴取等やパブリックコメントの募集を行い、民意を問うたところである。それを受けて政府がまとめた革新的エネルギー環境戦略においては2030年代まで原発稼働がゼロとなるようなあらゆる政策資源を投入するといった表記がなされた。一方で、アジア等の途上国では、経済発展に伴うエネルギー需要増加の解決策として、原発導入を検討する国は少なくない現状がある。

世銀は1959年以来、原発関連の融資を行っておらず、その立場を変更する予定はないとしている。一方、最近の「エネルギー戦略」の改訂プロセスで、2009年10月に公表された「Energy Strategy Approach Paper」を見ると、「原発に融資は行わない」という立場を表明しているものの、原発の導入を検討するクライアント国から当該国のエネルギー戦略全体における原発の選択に関する分析への支援を依頼された場合、世銀は原子力に関する高度な専門性を有する外部の組織や研究所と戦略的なナレッジ・パートナーシップを築き、クライアントの要求に応じるとしている。このような枠組みを通じて、世銀は、途上国のエネルギー戦略策定の過程において、間接的に原発推進につながる関与を行う余地を残していると考え、ことも可能であると考え、以下の質問をさせて頂く。

1点目は世銀のEnergy Strategy Approach Paperに記載されているクライアント国からの原発に関する分析などの支援要請について、過去に何件くらいあったのか、また、実際に外部の専門機関とパートナーシップを組んで支援を行った事例は何件あるのか、財務省が把握されている範囲でお聞きしたい。

2点目。そういった事例があったとすれば、外部の専門機関からどのような内容の助言が行われたのか、具体的な事例をご存じであればお聞きしたい。

3点目。世銀が専門性を有する外部の組織や研究所とパートナーシップを結ぶ場合、世銀のどの部局が担当をするのか。また、パートナーシップを結ぶ組織の選定作業はどのように行われているのか。また、これまでに日本の専門機関とパートナーシップを結んだ事例があればお聞きしたい。

4点目。自然災害や地震などが多く見られるアジアなどの地域において、原発を導入することについては、地元住民のみならず、独立的な専門家も交えながら、透明性や公開性を確保した上で慎重な議論を重ねていく必要がある。特に福島原発事故以降、エネルギー政策の転換を図っている日本政府は、世銀に原発導入の分析などの支援を要請する途上国に対し、リスクやコスト等に関する新たな情報や知見を提供できる立場にあると考えるが、今後、こうした面で積極的に関与を行う予定はあるか。すでに福島原発事故後に行っている具体的な取り組みがあれば、お聞きしたい。

MOF 杉浦：

既にご存じかとは思いますが2009年10月のEnergy Strategy Approach Paperのステータスについて申し上げますと、これはエネルギー戦略立案に関する関係者内のコンサルテーション用の議論のペーパーであって、そもそもエネルギー戦略は世銀の中で議論が固まっているわけではなく、このペーパーの内容が

そのまま世銀の政策として決定されるものではない。村上さんが指摘した間接的な原発推進が行われる余地を残しているという点が決定事項かという議論の最中なので訂正する。また質問にあったような事例はない。外部とのパートナーシップの事例もない。

3点目についてであるが、仮に外部の組織とパートナーシップを結ぶ場合の担当部局について、実際実施するかしないかは未定であり確たることは言えないが、事案の性質から推定するに Sustainable Development Network (SDN)が相当するだろうし、そちらに問い合わせた。

4点目について、支援を要請した途上国はない。

村上：

となると、それまでそういった関与はなく、言うなれば今回のエネルギー戦略にこのような内容を入れようという考えがあって書かれていた。言ってみれば新しい動きのひとつであったという解釈で良いか。

MOF 杉浦：

おそらくそういう動きもあり、それに反対する動きもあり、理事会も話がまとまっていないのだと認識している。

村上：

4点目の質問の流れで質問したかったのは、これまでの世銀の原子力政策における日本の世銀理事室の立場はどのようなものだったのか。どのような関与をしてきたのか。この点について伺いたい。

MOF 杉浦：

予定していた質問ではなかったため、私ではお答えできない。

MOF 清水：

基本的なスタンスとして、世銀などの MDBs が原子力に対して融資を行うことに対して消極的な立場を取ってきた。日本が原子力を輸出するのはまた別の話で、MDBs が原子力の業務を行うことに対しては消極的ということ。

村上：

エネルギー戦略が策定されていた頃は、世銀も原子力に関与していくべきではないか、という議論があったからこそそのような言葉が含まれたのだとすると、日本側からは原子力に関して今回の事故の情報等含めて、より世銀は原子力には関与しない、途上国でも自然エネルギーを推進していく立場を明確にすることが世銀の存在意義の高まりにもつながると考えている。今後日本での政策転換に応じて、原子力への消極的なスタンスにとどまるのではなく、より積極的に自然エネルギーの導入などに向けて申し入れていく考えはあるか。

MOF 清水 :

消極的と申し上げたのは、日本が自然エネルギーの導入について二の足を踏んでいるということではなく、世銀が原子力に融資を行うということに対してネガティブであるという意味。今までも原子力関連の融資を世銀は実施していないし、Energy Strategy Approach Paper は出ているが、このアプローチを実施しようという決定もしていない。

村上 :

エネルギー政策の今後の改訂のスケジュールは出ているか。

MOF 杉浦 :

把握していない。

村上 :

今後とも動向を伺っていきたい。

議題 3 : カンボジア GMS 鉄道改修事業の移転問題をめぐり、被影響住民がアジア開発銀行 (ADB) の Office of Compliance Review Panel (OCRP) に提出した異議申し立てについて

福田 :

メコン・ウォッチはメコン河流域の開発プロジェクトのモニタリングを行っている。ADB は、メコン川流域において非常に大きな影響力を持っており、資金の流れにおいても大きなポートフォリオを占めている。よって、メコン・ウォッチの議題を ADB と議論することがこれまでも多々あった。このプロジェクトについても前任者の金さんの時代からずっとこの協議会で議論しており、引き続きこのプロジェクトや他のプロジェクトについても議論する機会があると思う。

このプロジェクトはカンボジアの内戦で破壊された鉄道システムの復活のため、タイの国境からプノンペン、プノンペンからシハヌークへ、大きく分けて 2 つの路線の復旧を目指すものであり、現在 ADB の融資を受けて進行中である。現在、住民移転について多くの問題が生じており、古くはベトナムに通じる国道一号線道路から端を発する。この改修事業も ADB が担当しており、多くの問題が生じたことから、きちんとカンボジア国内で住民移転に対する体制を作るべきだという議論がされた。一定の改善は見られたが、大規模な住民移転を伴うプロジェクトを実施し、大きな問題が生じている。

国道一号線のプロジェクトの問題に、10 年経っても大きな改善が見られないことから、カンボジア政府に任せれば上手くいくとは言えない。このプロジェクトについては、既に何回もこの定期協議会で協議している。ADB のマネジメント担当の対応はそれなりに評価しているが、現場レベルでの状況の改善が進んでいないと認識している。ADB の千賀局長には何回かカンボジアで NGO との会合をし、こちらの懸念点は共有してもらっていると思う。また、資産調査のやり直しの問題、生計、補償単価など、ペンディングとなっている課題が多々あり、カンボジア政府といろいろ議論しているのだと思うが、改善が

進んでいない。そうした現状において、住民がアカウンタビリティ・メカニズムに基づいて正式に異議申し立てを行った。

この申し立ては、2012年に旧政策が改訂される前の、二段階の仕組みになっている旧アカウンタビリティ・メカニズムに基づいている。これは、最初にスペシャル・プロジェクト・ファシリテーターに問題解決の申し立てをし、プロセスに納得がいかない場合には、コンプライアンス・レビュー・パネルに対して遵守レビューの申し立てをするという2段階のシステムである。SPFの手続き上の問題についてはいずれきちんとレビューするべきである。

今回の議題は、この開発プロジェクトにおいて、最終的に一部の住民がコンプライアンス・レビュー・パネルに進むことになったことの報告である。この先プロセスが進むにあたって懸念しているのは、コンプライアンス・レビュー・パネルに現地調査が出来るかどうかという点である。現地調査は、ADBにおいて比較的議論の多い問題である。アカウンタビリティ・メカニズム以前に存在していた、インスペクションパネルのメンバーがタイの汚水処理プロジェクトの申し立てについて現地に行こうとしたところ、タイ政府に拒否される事態が生じた。最終的に、現地調査を行うことが出来ないまま、報告書を理事会に提出せざるを得なかった。2003年にアカウンタビリティ・メカニズムを設置する際も、2012年の新政策の際にも現地訪問が問題になった。スタッフが現地調査を実行できるようにすれば良いが、国家主権が絡む問題なので、ADBから受け入れを強要することはできない。

2012年の新政策では、現地受入国、借入国の同意が必要であること自体には変わりはないが、いくつか新しい文言が設けられている。一つは、ADBのマネジメントがCRPの現地訪問実現に最大限の努力をすることである。レジデンス・ミッションが出来る限りの説明を相手側政府にし、コンプライアンス・レビューの意義、プロジェクト調査の一環であることなど、借入国の同意を得よう最大限努力して欲しい。それが上手くいかないのであれば、マネジメント側で借入国、借入国出身の理事と協議し、その結果を報告するなど、マネジメント側の一層の努力が今回の政策にて求められている。

2点目は、現地訪問が出来なかった場合でも、そこで得られた事実から、最大限の事実認定をすることを求める点である。同時に、住民の意見を重視することも最終的に新政策の中に盛り込まれている。過去、カンボジア政府も、前述の国道一号線の問題についてのスペシャル・プロジェクト・ファシリテーターの調査入国を一度拒否している。そのため、今回CRPのメンバーがカンボジアに現地調査に入れるかについても懸念している。このような我々の問題意識を共有することが、今回この議題を挙げた目的である。

適格性については、昨日が理事会への報告の締切で、理事会に対して適格性審査の結果報告はなされており、本日も中にも住民にも連絡があるものと認識している。少なくとも適格性審査については通過して欲しいと考える。2、3点目は、CRPのメンバーが、一番中心となる申立人からの意見聴取などの必要な事実調査が行えるよう、マネジメント・サイド、また日本理事から、問題が生じた場合の途上国政府との間のつなぎ役など、可能な限りのマネジメントへのサポートをして欲しい。

MOF 谷口：

アカウントビリティ・メカニズムでは、制度上、登録後、コンプライアンス・レビュー・パネルが 2 週間以内に本件の適格性について判断することになっている。適格と判断された場合、コンプライアンス・レビュー・パネルから、本件を進めることについて理事会に勧告が提出されて、理事会が 21 日以内に承認することになっている。また、承認後 7 日以内にウェブ上に公表される手続きとなっている。現状は、正にご理解されている状況になっていると承知。適格性判断は、コンプライアンス・レビュー・パネルによる独立した判断なので、日本や他国がその検討に関与することは難しい。その結果を待ち尊重したいと考える。

2 点目の現地調査については、我々もコンプライアンス・レビュー・プロセスの中でも重要な要素と考え、パネルや事務局、各メンバーと共有している。ただ、現地調査の実施は、CRP が受入国と調整しながら実施していくものである。本件について、現段階ではカンボジア側から拒否されているわけではないので、現段階では何らかの対応が必要とは考えていない。

3 点目についても、2 点目の回答の通り、現地調査がコンプライアンス・レビュー・プロセスの重要な要素と考えているが、カンボジア政府から拒絶されているわけではないので、現段階では何らかの対応が必要とは考えていない。

福田：

お答え自体、そういう段階にあるというのは承知しているので、また何か具体的なことがあればまたお願いに上がるかもしれない。前例を上げると、タイのインスペクション・ファンクションでは、このインスティテュション・ファンクションが使われた最初の例でありながら、現地訪問が断られたことで、大騒ぎになった。当時、日本政府と問題意識を共有して、当時の日本理事にも理事会レベルで様々な根回しをして頂いたこともあった。また、日本政府から、当時の総裁にも後押しして頂き、マネジメントの上の方のレベルでタイ政府と協議して頂いたこともあった。アカウントビリティ・メカニズムにおいて、住民の方々の声がきちんと聞かれ、彼らの懸念がパネルの調査対象、判断の対象になることがまず第一歩であり、すべての基礎になることだと思う。その後に政策の遵守があったかどうか、どのような改善がなされるべきか、が判断されるべきである。こういった問題意識を今回は共有させて頂きたい。

議題 4：原発指針の策定状況について

満田：

以前もこの協議会の議題にさせて頂いたが、2008 年、近藤正道議員の質問主意書に対する答弁で、日本政府は JBIC での原発指針を作成するとしていた。当時、我々は JBIC の環境ガイドラインの見直しの時期にあり、計 14 回のコンサルテーション会合を重ねていた。その中で、原発に関する情報を盛り込むべきという NGO 側の主張に対し、JBIC は環境社会配慮ガイドラインの中に、原発特有の放射性廃棄物の処理、核の不拡散を盛り込むことはしないと。その後で日本政府は上記の答弁を行ったことで、我々

は大変関心を持ち、JBICとも何度も会合を重ね、財務省定期協議会にて議題にあげ、経産省の貿易保険課とも会合を行った。その結果確認できたのは、原発指針の範囲は、答弁書にはプロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理などの情報が適切に住民に対して公開されていない場合は貸付を行わないという表現になっている。これを見ると情報公開についての指針とも読めるのだが、JBICとのやりとりの中ではそれにとどまらず、原発が抱えている特有の問題をカバーしたような指針としたい、指針策定に当たっては、関心を有する様々なステークホルダーと協議を行いたい、経産省との会合の中ではNEXIも原発指針を策定する、と2009年の段階で聞いている。その後、2010年の財務省NGO定期協議会で、JBICは様々な面で検討中であるという答えを頂いた。原発を取り巻く日本社会の見方、輸出に対する考え方は当時からガラリと変わったと認識しており、原発輸出そのものに関する政策について聞きたいところだが、この場では原発指針のその後の策定状況、今後のスケジュールについて伺いたい。

MOF 河野：

JBICの策定する指針の範囲については、今おっしゃったことと若干食い違っている部分があるかもしれない。現状、原子力機材輸出に関する安全確認はJBICからの依頼によって経済産業省が行うと定められている。したがって、財務省は、原発輸出に関する安全確認は、まず政府が一義的に責任を持って行うべきと考えている。一方で、近藤正道議員からの質問書に対する政府答弁にあるように、プロジェクトの安全性確保等の情報は現地住民にとって重大な事項なので、JBICにおいてもプロジェクト実施主体により、適切に現地住民に対し情報公開がされていない場合には貸付を行う事が無いようプロジェクトの情報公開に係る指針策定を検討していくことで承知している。これについては、事前にJBICにも確認しているところ。

次に、原発指針の現在の策定状況についてだが、原発輸出の安全確認に関わる政府の方針等々を十分に踏まえた上で作成する必要があると認識している。従って、現時点では検討段階であり、具体的なスケジュールについても示せる状況にない。いずれにしても、JBICは原子力資機材等の輸出に際して、政府の安全確認が行われていることを公的信用の付与の条件の一つとしているので、今後とも政府による安全確認がされていない原発輸出には融資を行うことはないとの考えである。指針策定に際し関心を有する各層との協議については、当省としても、JBICにおいて、透明性をきちんと確保した上で策定されるべきだと考えている。

NEXIの件については、経済産業省が所管になるので、経済産業省に確認したところ、JBICと同様の状況ということで、NEXIについても原子力関連プロジェクトに関する情報公開のあり方について引き続き検討しているとのことである。

満田：

JBICに直接伝えるべきかもしれないが、今のお答えの内容は、我々が以前にJBICと協議した際のものとは随分後退したものとする。当時は、原発指針の範囲は情報公開に留まらず、原発特有の問題についても指針に盛り込むことだったので、今回に至って、非常に後退した印象を受けた。問題は、日本政府や財務省はそれで良いのかである。資機材の安全確認は経産省が行うという以前の体制のままである。

国内の原発は、福島原発事故を受けて、今までの安全審査基準への反省に基づき、これから新たな基準に作り直すはずである。国内がそういう状況にある中、海外への原発資機材の輸出、原発そのものの案件には何の見直しも行わず、経産省の書類上の形式的な見直しで済ませてしまっているのか。今日原子力規制委員会が立ち上がり、日本の安全指針を総ざらいにかけるとしており、理論上それまで再稼働は出来ないはずである。そういう状況の中で、原発輸出に関しては相変わらず経産省の机上審査を続け、審査体制を見直すことなく、JBICも情報公開の部分だけ確認し、原発輸出を続けて良いのかと問いたい。お答え頂くのは厳しいかもしれないが、事故前にJBICが言っていたことから後退し、かつ原発輸出そのものに関する日本政府の対応が問われている中、安全基準という原発を推進するにしても見直さなくてはならないことをそのままにして良いのか。

MOF 河野：

原発輸出に関する安全確認は、実施体制が経産省のままで良いのかという議論、今回新しく原子力規制委員会、原子力規制庁等が新しく発足することもあり、現行体制のままで良いのかなどの議論はあるかもしれないが、いずれにしても安全確認自体は政府が責任を持ってきちんと行うべきと考えている。JBICはそもそも金融機関なので、原発という特殊性、専門性の高い分野において主体的にできるのかという議論もある。JBICが融資を行うに当たっては、政府による安全確認がきちんと行われていることが条件であり、その上でプロジェクト実施主体による情報公開が適切になされているかどうか確認を行った上で、融資等の判断をしっかりと行っていくべきだと当省は考えている。原発輸出の安全基準自体については、現段階ではどう具体的な議論がなされているのかは、この場で私の方からは申し上げられない。いずれにしてもJBICや財務省には、まだ今後の案件について具体的な話が来ている状況ではなく、また、一口に原発輸出といっても、対応やスキームは、案件によって様々である。その中で具体的な案件を見つつ、財務省としても十分な審査が行われているか、現行の体制で十分なのかも含め、きちんと見ていく必要があると考えている。

満田：

日本政府の原発輸出をどうしていくかは然るべきところで今後議論したい。JBICの指針については、無責任な原発輸出を許さず、安全確保、放射性廃棄物などの原発特有の問題をしっかりとケアできるものになるよう、財務省から言って頂きたい。JBICが考え中と言い続けて既に3年経っている。また、福島原発事故後の政府の対応を見させて頂く中、私たちは失望している。原発に関する政策は定まらず、国民の声をしっかりと聴けていない。我々以上に被災者も怒りや苛立ちを抱き、日本政府に対する信頼が非常に揺らいだ状態であることは確かである。国策で決めた原発輸出に関し、JBICのガイドラインを厳格に適用できるかどうかの疑問もあるが、彼らは今までの環境社会配慮ガイドラインのやり方に沿ってそれなりに彼らのやり方でオーナーシップをもって適応してきた実績は評価できるが、我々としては、日本政府としての方針、そして国策を担う一融資機関として、1つの主体的なガイドラインとして原発指針をしっかりとって頂きたい。また、JBICに原発のノウハウが無いのであれば、他の機関にそれを求めることもできる。NGOと長らく関わる中、現地の社会的問題と向き合ってきた経験もある。財務省側もJBICがしっかりした原発指針を作るようにして頂きたい。

MOF 河野 :

JBIC としてどこまでできるかの議論はあるが、情報公開に関わる指針作りは一つの答えであるかと思う。情報公開がきちんとなされているかを JBIC が確認するという指針の策定は、JBIC でできることは JBIC でやっていくという姿勢の一つの表れではないか。

満田 :

情報公開の規定というのは、どこでの情報公開なのか。

MOF 河野 :

現地のプロジェクト実施主体の方で、現地住民に対し、安全性等々についての必要な情報が適切に公開されているかという点を以て一つの融資の判断にすることである。

満田 :

それは今までの環境社会配慮ガイドラインでも、案件に関する情報が、代替案が検討できるくらい初期の段階から住民に公開され、適切な協議が行われ、それが意思決定に反映されることと書いてある。EIA については完全公開され、地元の人がアクセスでき、JBIC はその環境影響評価を日本国内でもウェブ上などで公開することとなっている。情報公開の規定だけなら、これまでのガイドラインに付け加わる点は全くなく、これまでのガイドラインに加えて原発指針をつくる意味は無いのではないか。情報公開の規定だけではなく、もっと財務省として、どういう指針にすべきかを、包括的な内容にしていくべきだと思う。財務省としても方針を持って頂きたい。

MOF 河野 :

JBIC の定める指針の中にどれだけ盛り込めるのかは議論の必要があるが、安全性がきちんと担保されていないような原発が輸出されることはないようにしたい、というのは財務省の基本的な考えである。また、政府がそれをきちんと確認するべきだと考えているので、この点については今後も関係省庁、JBIC とも議論していきたいと考える。

満田 :

私たちは、原発輸出そのものを、福島原発事故を踏まえ、無責任であると考えている。かつ、原発導入後にそれを廃止するのは非常に難しいことも日本国内の経験で分かりつつある。各国が自分で決めて自分のコストでやるならまだしも、それにお金を付けるとするのは非常に無責任で、やるべきことではないというのが、我々の考えである。

田辺 :

政府が国内で新規増設をしないと決定した中で、海外の案件について公的資金を使って支援をする根拠はどこにあるのか。また、JBIC が原発指針策定において政府の方針を待っているとのことだが、どの政策の決定を待っているのか。

MOF 河野 :

先般策定された革新的エネルギー環境戦略には、「国際社会との連携において、昨年度の原発事故の経験と教訓を世界に共有することにより、世界の原子力安全の向上に貢献していくことは我が国の果たすべき責務であって、諸外国が、我が国の原子力技術を活用したいと希望する場合には、相手国の事情や意向を踏まえつつ世界最高水準の安全性を有する技術を提供していく」と記載されている。

JBIC が何の決定を待っているのかについては、特にこれといった個別の政策を見ているのではなく、革新的エネルギー環境戦略、原子力規制委員会などの組織の改変等々、全体の議論の推移を踏まえて検討していく必要があるということ。また、まだ JBIC に案件が来ているわけではないが、個別プロジェクトの成熟度も踏まえる必要がある。

田辺 :

技術を提供することと、政府が公的資金を提供するということにはギャップがあるように感じる。例えば、原子力関連の機材の輸出を許可するかどうかということと、JBIC などが公的資金をリスクにさらして融資をするかは違う。この文章は、技術提供に留まっているように思う。事故以前は、政府の方針として、原子力を輸出していく方針があり、それを積極的に公的資金で支援していくという話であった。しかし、これをもって公的資金をリスクにさらしていくのは、やはりギャップがある。

村上 :

今回、国内でゼロを目指しながら国外に輸出する矛盾は指摘されているところである。戦略が出される前に民主党エネルギー調査会が発表した素案によると、「我が国は成長戦略の一環として原子力発電所の海外建設に積極的に取り組んできたが、国内で原発ゼロを目指しながら海外に輸出することについては国内外に批判があり、将来のあり方については内外の意見を十分に聞いて再検討することが必要」と書かれている。財務省は、公的資金をどう使うのかといった点で、指針を作るにあたってもしっかり考えて欲しい。

また、9月13日付の毎日新聞のエルサレム支局からの記事では、原発輸出先の有力候補であるヨルダン・トルコを取材したところ、現地では反原発世論が強く、受注後の工事遅延など経済的損失を生む危険だけでなく、これらの新日国家において対日不信を生むリスクすら伴うと感じる、とある。地元住民の話では、「日本人は広島・長崎を経験したのに原発に反対せず、福島を経験後に現地のシノップに原発を作ろうとするのか」、との怒りの声があるとのことである。国内でゼロを目指しつつ原発輸出を続けることが、経済面だけではなく、情勢が不安定な現地にてリスクを負うことになる。そういった意味でも、公的資金を扱う財務省として、政府の対応を待つだけではなく、積極的に手を打って頂きたい。

MOF 河野 :

説明が不十分であったかもしれないが、先ほど申し上げた革新的エネルギー環境戦略だが、厳密な意味では財務省は会議のメンバーに入っておらず、一応参考として引用したまでである。いずれにしても、財務省としては、政府の議論や頂戴した意見等々をしっかりと踏まえ、今後の推移をきちんと見守り

ながら対応していきたいと考えており、決して積極的に原発輸出をバックアップしているというわけではない。

満田：

情報共有ということでお伝えするが、ベトナムでもこの原発建設計画に関して、異論が出ている。ベトナムでは、国策を住民が批判するのは難しい国情にある。しかし、最近ではブログなどが多く立ちあがっており、あるブロガーが、日本が原発ゼロを目指しながら非常に危険な原発建設に関しベトナム政府に協力的であるのは、無責任で倫理的ではないという非常に強い抗議文を挙げ、署名を募った。ベトナムでは非常に稀なことだが、すぐに数百の署名が集まり、今年6月に日本大使館に提出された。注意喚起したいのは、大勢が声を上げてデモを起こせる日本とは違い、その抗議文を載せた後、ブロガーの研究所に10人程のならず者が押し入り、抗議文の削除を命じた。また、当局に呼び出され、罰金を払わされるとともにブログが閉鎖された。ちなみにこの罰金に関しては寄付金が集まったそうである。先ほど情報公開の指針について仰っていたが、情報が公開されていれば良いという話ではない。原発予定地訪問の際に感じたことだが、現地では、漠然と不安を感じる人も多くいる中、国策で導入される事業なので、住民が考えても仕方がなく、もちろん反対運動は起こせないという状況がある。放射能問題についてあれこれ議論することもできない。つまり、リスクを実際に負う人々が政策策定プロセスに十分関わることはできないし、理解することも非常に難しい状況にある。故に、我々は原発輸出自体に強く反対し、またJBICの指針は可能な限り責任あるものであるべきだと考える。この二つは矛盾しているが、一つの拠り所として責任を持った指針を作って頂きたい。

瀧：

原発指針策定状況とスケジュールについて、検討段階なので明確に伝えることはできないとのことだったが、どのような段階、あるいはどのようなプロセスを経て明確になっていくのか。

MOF 河野：

政府の議論、案件の成熟度等々見ながら検討していきたい。いずれにしても融資ありき、という形はあってはならないので、ある程度案件の成熟度が高まった段階で、仮にJBICが実際に融資を行うことになった際にはきちんとこの指針に則って審査がなされるようにしたいと考えている。

瀧：

安全の成熟度については、何かしらのボトルネックがあって先に進められない、ないしはペンディング状態になってしまっており、おそらく決めるに決められない、言えない話があるかもしれないが、いろいろな事情があってこのような状況にあると思われる。我々としては、その点が明確になれば、市民の方々にきちんと伝えやすいので、教えて頂ける範囲でお伝え頂きたい。

MOF 河野：

1つは原発事故があり、政府内で安全確認の取り組みなど様々な議論がなされていたため、ある意味国内の議論が先にあったと認識している。輸出に際しても、その辺の議論を踏まえた上で検討しなければな

らないと考える。

瀧 :

つまり、議論が先に出てしまって、指針の内容を決めるのが追いつかないということか。

MOF 河野 :

情報公開の指針を策定する話は以前から議論されているが、策定する際は現在の政府の安全確認に関する取組み状況も踏まえた上で行う必要があると考えている。つまり、政府の安全確認に対する取組みにおける議論等の状況を見ていたということである。

瀧 :

ということは、財務省以外の他の関連機関で何らかのプロセスの決定待ちになるのだと思うのだが、どうなのか。

MOF 河野 :

何かこれが決まれば、次に進めるという関係にあるわけではない。

瀧 :

つまるところ、本来の財務省の決定プロセスにおいて、多くの点で他の関連部署、機関との関係を考慮しなければならず、進まないということであると理解するが、具体的にそれはどういったものなのかを教えてください。

MOF 河野 :

回答になるかどうかは分からないが、全体として政府における議論を見ていたので、何か特別にこれを見ていた、あれが決定すれば指針が決定するという訳ではない。我々も JBIC も原発事故に関する国内の議論を注視していた。また、まだ現時点では、案件の形成、要請等の具体的な話は我々にも JBIC にも来ていない状況であるが、今後具体的な要請等が来れば、情報公開の件も含めてきちんと必要な審査等を行わなければならない。そういった点も含めて、指針の策定を検討していくということだと考える。

福田 :

これまで、JBIC、JICA を含む様々なガイドライン策定に関わってきたが、策定から適用まで、JBIC の最初の件においては 1 年半、その後の件でも半年などの周知期間を置き、その後に申請があったプロジェクトについてガイドラインを適用するというやり方をとっている。先ほども満田さんから話があったが、我々が原発輸出に関する指針を作ると聞いたのが 2008 年であり、既に 4 年以上経っている。指針が出来るまでにプロジェクト申請が来た、もしくは指針策定後の周知期間中にプロジェクト審査要請が来た際、指針が適用されない可能性があるのではないかと。そのような恐れがありながら、4 年間策定が引き伸ばされている。新指針が策定され、適用可能な状態になるまでは一切の審査をしないのか、策定前に融資申請があった場合、指針とは関係なく審査をし、融資もするのか、どちらなのか。

MOF 河野：

基本的にはこの指針が策定されることが融資の審査の際に必要なと考えている。まだ指針が策定されていない時に、融資を行うことはない。

福田：

策定され適用されることが融資の前提となる、というように理解して良いのか。

MOF 河野：

そう理解して頂きたい。

議題 5：開発と防災に関する仙台会合について

MOF 清水：

東京総会が来月に迫っていることで、その紹介をさせて頂きたい。一つは開発機関課が主催する仙台会合についてである。総会は株主総会のようなもので、このほか開発について議論する合同開発委員会、IMF 関係の問題を議論する IMFC、この他にいろいろなイベントが開催される。非常に多くのイベントが開催されるので、皆さんにご応募参加頂きたい。

その中で、1つの目玉として考えているのが、防災と開発に関する仙台会合である。10月9日から10日に仙台で開催される。そもそも今回の総会は、本来エジプトで開催予定であったが、エジプトがキャンセルし、今回の地震をきっかけに東京に来ることになった。我が国でも大震災で非常に大きな被害を被ったように、最近では災害・天災による被害が途上国でも多くなっており、防災の問題意識は高まりつつあるものの、未だ十分ではない。このような観点から、仙台会合を開催することとなった。内容については、初日の午後に始まり、開会式、パネル討論が二つ同時並行で行われ、1つは途上国の開発における防災の主流化で、途上国でどのように防災の主流化を行っていくかを議論する。パネリストが確定していない国が多いが、途上国からの出席者も多い。2点目は、援助する側の視点から支援を見直すことである。今回の被害を受け、日本のような先進国でもかなりの援助を海外から頂くことになった。中期的な援助は世界銀行などの開発金融機関が行うが、震災が発生した直後には緊急人道援助があり、この次にギャップがある。そこをなんとか改善できないか議論する。夜にレセプションがある。2日目は、午前中に世銀主催の TEDx という語り部イベントを行う。これは、震災の体験者、関係者が自分の経験をインターネットで全世界に発信するという、アメリカで非常に人気のある、発信力の強いイベントである。昼は被災地視察をし、午後はハイレベル会合にて、安住財務大臣、世銀のキム総裁、IMF の専務理事、黒田アジ銀総裁、ナイジェリア財務大臣などに参加頂き、防災について議論を行う。なるべく多くの方に集まって頂き、有意義な議論を行いたいと考えている。

福田：

なかなか面白い企画だと思う。今回の東日本大震災の経験から、日本として、どのような防災をするべ

きだったのかについてこういうメッセージを発信していこう、という大きな柱、イメージのようなものがあれば伺いたい。

MOF 清水 :

日本と世銀は「大規模災害から学ぶ」という協働同研究をしている。我が国では世界においても災害が多いこともあり、防災の先進国であり、費用もつぎ込んでいるし、技術も高いと言われている。そのような中、今回の大震災でのような被害を受けた。防災対策の中ではうまく行った部分もあり、出来なかったこともある。津波では非常に大きな被害を受けたが、地震ではかなりのことができた。この共同研究はそうした先進国である日本の経験での成功、失敗についての研究であり、それを世界に発信するのが1つの大きな目玉である。

田辺 :

今回の仙台会合の議論が世銀の政策において具体的にどのような部分に影響することを狙っているのか。

MOF 清水 :

過去にはあまり認識されていなかったが、災害による被害が最近増えている。予防はお金を費やしても、直ちにメリットが見えにくく、何もなければ捨て金となると捉えられがちである。そのため、我が国では当たり前に行われていることが、他の先進国を含め、特にお金のない途上国では防災の考え自体が非常に薄く、行われていない。世銀の防災の認識を向上させるとともに、少しの投資でも効果があることが途上国でも言えるはずなので、途上国の開発政策、世銀のオペレーションにて防災の観点を増やしていくことを、まずは意識喚起を目標に目指したい。開発委員会でも防災については議論がなされる。今後世銀がどの様に防災に対応していくかについてのバックグラウンドペーパーが総会中に発表される予定である。

議題 6 : IMF・世銀東京総会について.

MOF 仲 :

これまで何度か、皆さんとは色々なお話をさせて頂き、また世銀総会に関心を寄せて頂いて、大変うれしく思う。総会まであと 3 週間を切り、総会の前にはグローバルフェスタがある。その場で皆さんに勢いをつけてもらい、海外の CSO などとネットワークを作られたりすると思う。何か質問があれば承りたい。

田辺 :

世銀の東京事務所とも、これまで細かいロジスティックスなどは何度も議論させて頂いており、お互い理解を深めて来ていると思うので、ここでロジについての質問はないが、今後の総会にぜひ生かして欲しい点をお話しさせて頂きたい。

スポンサーCSO という制度についてだが、今回は 60 人ほどを招くと聞いている。目的は、先進国 NGO

が先進国理事と話し、いろんな議論をしていくこれまでの現状を受け、途上国の NGO にも機会を与えることであり、趣旨自体は非常に賛同できるものである。だが、若干その趣旨と実際の選定プロセスにギャップがあると思う。まず、世銀のローカル事務所が参加者を紹介し、本部が決定するという一方で、どうしても現地事務所に親しい人物が選ばれやすく、世銀に対し耳の痛い話をしようとする人が必ずしも選ばれるわけではないと考えられる。もう 1 つは、機会を増やすために毎回新しい人物を招くということで、何回もの総会への参加を経て世銀に対する議論がようやくできるようになるといったプロセスができていく。途上国 NGO 参加の機会を作るという趣旨は良いが、若干選考方法を今後検討する必要があるのでは。

MOF 仲 :

ホスト国はスポンサーCSO 選定には一切関与していない。選定方法について、何かの機会があれば世銀に伝えたい。しかし、たくさん CSO が活用されている中、どこを選定するかは非常に難しい問題である。引継ぎが重要だとおっしゃったが、出来るだけ多くの CSO に参加機会を与えることになると、同じ人物の繰り返しという訳にもいかない。

満田 :

JBIC の原発指針について。山崎局長が国会で答弁されたのは、2008 年の JBIC の原発指針に関してのやりとりか。

山崎 :

2008 年ではなく去年の原子力協定のことである。

満田 :

先ほど議論していたのは、JBIC が 2008 年に原発輸出に関し支援をする時に、相手先の住民が原発に関する諸々の情報、リスク、放射性廃棄物に関する情報を提供することなしに融資をすることはなく、という答弁に関し我々の見落としがあったかと思っただけである。

高橋 :

CSO フォーラム等で、パネルディスカッションの企画、準備をさせて頂いているが、開催場所を含む、開催直前まで決まらない事項が何点かあると聞いている。調整、準備状況など、分かる範囲で教えて頂きたい。

MOF 仲 :

今回東京で開催される CSO ポリシーフォーラムは、日本の CSO の開発などの分野での活躍を世界にアピールする良い機会である。CSO フォーラムのテーマ、議論内容はホスト国には一切関わりのないことであり、どの CSO がどんな提案をしているのかも一切聞かされていない。なので、状況を全くつかんでいない。会場の手当については、去年の IMF・世銀総会では、大小合わせて 240 以上の会議があり、今年はそれを超えるかもしれないと IMF・世銀からは聞かされているが、現時点では主な時間、会議の場

所帯以外は聞かされていない。東京国際フォーラムでやる事は確かである。

田辺：

この部屋が該当するのではという資料は世銀の事務所から頂いているので、後程お伝えする。

MOF 仲：

今現在、CSO ポリシーフォーラムにおいて、皆さんほどの程度提案されているのか。

村上：

今回日本で総会が開かれるということで、震災から一年半、福島原発事故の状況についての情報が提供され、議論される場があって良いのではと考え、CSO ポリシーフォーラムへ提案させて頂いた。しかし、世銀が原発へ融資していないということで、そのテーマは受け付けないとの返答を頂いた。

我々は、震災復興という観点においても、福島原発事故は当然含まれてしかるべきだと考えている。そして、今後の途上国のエネルギー政策を考えていく上で、日本でもこれだけエネルギー政策が転換されている状況にあるので、事故の客観的事実をしっかりと伝え、議論していくことが今後のエネルギー政策発展につながると考え、提案を再提出した。中身は、今後の途上国のエネルギー戦略をどう考えるのか、その事例の一つとして福島原発事故のコスト面での被害状況などを伝える形になっている。再度、世界銀行東京事務所に話をしに伺う予定である。

MOF 仲：

世銀は原発融資をしていない事実があり、参加者の関心を呼ぶテーマではないと考えている。実際、東京総会開催に当たり、原発事故状況に関する問い合わせを一件も受けていないので、参加者は東京で総会が行われることに関して心配していないと捉えている。参加者はどちらかと言えば開発に関する専門家が多く参加する中、原発は参加者の関心をひかないのではないかと考える。

MOF 山崎：

具体的にどのような内容の企画なのか。

村上：

世銀の自然資本のイニシアティブがあるが、まずは被害のコストについて、また、発電コストの事故前、事故後の変化などの情報提供をし、自然資本という考えを踏まえた上で、今後金融機関がこのような事故のリスクにどう責任をもって対応していくのかという議論を考えている。再度提出したものは、原発に特定せず、金融機関がエネルギー環境問題について、どのように責任ある対応をしていくのかを考える趣旨にしている。

MOF 山崎：

電力政策に世銀がどう関わるかより、今回の大震災で、廃棄物により農業地域に人が戻れないなどの原

発被害を取り上げ、これが他の新興国で起こった時、どう復興させていくのか、原発被害からどう立ち直っていくのか、ということに焦点をあてた方が可能性があるのではと考える。

村上：

金融機関の集まりということで、コストに焦点をあてた提案をしたが、原発事故の被害状況について、お話しさせて頂けるのであれば、ぜひお願いしたい。今回、世銀は原子力を推進していないという一点で、また、原発は非常にセンシティブな問題なので、その様な提案は受け入れられない、と言われた。しかし、今後のエネルギー問題を考えていく上で、日本がどの様な選択をしようとしているのかを、途上国の方々に伝えることで、自然エネルギーの重要性、早急に導入することの必要性などを再認識してもらいたい。そういった過程で世銀等の開発金融機関の役割もあると思うので、日本政府からも積極的に関わって頂きたい。

MOF 仲：

様々な CSO が様々な末動をする中、特定のテーマを取り上げることは難しい。基本的に我々が世銀にテーマを指定することは難しいが、プログラム・オブ・セミナーズについては、財務省、外務省、JICA に声をかけ、彼ら関連省庁が世界に語りかけたいことをテーマにするよう努めている。また、聴衆が関心を持つべきテーマ、何を今議論する必要があるのかのプライオリティを世銀は重視している。

瀧：

日本は世界第 2 位の世銀への出資国。日本代表として、財務省が世銀総会にて訴えかけたいメッセージをお教え頂きたい。

MOF 清水：

一つは、この総会が日本で 48 年ぶりに行われることで、48 年前の日本を振り返ることにある。戦後復興をひた走りしていた日本にて総会があり、世銀の融資を通して先進国の仲間入りを果たし、援助側に立つことが出来た。そういった流れの中で行われる第 2 回目の総会で、支援を受ける側から与える側になった日本の経験を振り返り、伝えることが東京総会の意義だと考える。日本の経験は、貧困削減に向けての医療保険整備などの取り組み、また防災について戦後日本が努めて来た経験であり、良い・悪い点両方を途上国に伝え、日本の経験を還元し、貧困削減課題に繋げていくことが大きなテーマである。

MOF 山崎：

MDGs の目標期限が近づく中、未実現な分野や、実現には絶望的な部分もある。総会では、日本として何を伝えなければならないかということより、何をきちんとアドレスしなければならないかを、参加大臣、世銀株主や総裁にアピールしなければならないと考える。

より具体的なテーマ、例えば保険と医療など、日本が力を入れているテーマがあるが、日本の国民皆保険、診療報酬など、批判される点もあるものの、一律に国民にあまねく質の高い医療サービスを提供してきた経験があり、これをどういう形で途上国に導入できるか。感染症にも未解決の問題がある。受け入

れ側のガバメントの認識は極めて低い。自国の経済成長に即座に結びつかないという意識が、保健医療、マタニティ問題への取り組みに影響する。これは人権の基礎の部分なので、徹底していくことを伝える。

もう 1 つはインクルーシブ・グロースをどう実現していくかを、個々の問題ごとに考えなければならない。例えば、日本が今日力を入れている国に、ミャンマーがある。人権問題があり、本格的な経済発展もまだであり、支援も行き届かず、アメリカもまだ経済制裁を行っている。アウンサン・スーチーの説得は入ったものの、逆戻りの可能性があり、西側の国は慎重な国もある。日本は、比較的、現政権とも、アウンサン・スーチー側とも交流があり、間違った方向へ行かないよう後ろ押しする立場にあると共に、最大の債券国でもある。過去の円借款等を含めて 5000 億円の債権を日本は持っている。これをどう処理するかは首脳会案でもきちんと筋道を立てたが、これをさらに世銀、ADB、他のマルチのドナーなども上手く巻き込み、来年にかけてどう債務整理をし、軍部が律するような援助ではなく、貧困層に行き渡る新しい援助をしていくのか。仏教国なので非常に日本とも親和性がある。これを如何に一つのモデルにし、ASEAN 諸国、特に低所得国の発展につなげていくのか。

このように、スペシフィックなテーマをいかに総会の議論に上手く織り込んで、次の TICAD に繋げていくか。開発とはまさに皆さんが日々戦われているようなミクロの世界なので、政府、NGO 関わらず、上手く花を開かせていくために種をまくか。世銀は原発に融資をしていないのだから、原発について議論はできないのは問題ではあるが、原発の是非を問うような議論は、政治性があり、参加国によって意見が分かれる問題なので難しい。なので、やはり現被害実態がどうなのか、どう復興していくかといった切り口に持っていくことの方が理解を得られやすいのではと考える。

先進国で総会が行われることは珍しい。ここに何を注ぎ、何を発散させるかは今後十年の開発政策に関わってくる。世界最大の開発贈与を受けた国として、日本がどう恩返しができるかが注目されていることを皆さんにもお伝えしたい。

MOF 仲 :

IMF 世銀総会は二度と日本で開催されることはないと思う。ロジ担当としては、これを機会に、日本の若い世代に世銀の活動を良く知って頂きたいと考えている。ツイッターや Facebook などを立ち上げ、情報発信に努めている。若者に関心を抱かせるために、皆さん CSO のステータスで参加される方々に、是非、総会で何を見聞きし、何を感じたかを若い人を意識して発信して欲しい。上手くまとめられたものは世銀の東京事務所と連携してフェイスブックなどでシェアしようと考えている。

瀧 :

インクルーシブに見合うような技術的なノウハウを日本から売り込んでいく話になると思うのだが、如何に多くのグッドプラクティスを集め、発信するかという点でフェイスブックもそうだが、情報収集が必要になる。例えば、世銀の方でそういった好事例をフェイスブックに掲載するような場をこしらえて頂ければ、草の根レベルで動くのが得意な NGO が、情報集めにおいて良いコラボレーションを築けるのではと思う。

MOF 仲 :

我々もインクルーシブ・グロースを意識し、参加国代表団を、彼らの関心のある分野の施設や工場に見学に連れて行くことを考えている。関心のある分野を聞いた後、受け入れ許可の出た企業をリストにし、見学をアレンジする。彼らは、水、環境、発電、また、財務省や中銀の集まりなので中小企業金融、中小企業そのものへの関心が高い。途上国政府も中小企業を育てることの必要性を認識し始めている様である。関心分野をみると、工場見学を通して、日本からのインクルーシブ・グロースに向けてそういったことをテクノロジーを中心に発信できるのではと思う。直に現場を見てもらうため、インパクトは大きいと考えている。政府展示では、日本の防災に関する技術を、古くからの技術やうんちくも加えて設置したいと考えている。